賃金控除に関する協定

　株式会社　　　　　　と労働者代表　　　　　　　とは、労働基準法第24条第1項但し書に基づき、従業員の賃金の一部控除に関し、以下のとおり協定する。

第１条（控除の対象）

　会社は、毎月　　日支払の給与より、以下に掲げるものを控除することができる。

　①法令により定められたもの

　　(1)所得税　(2)住民税　(3)健康保険料　(4)厚生年金保険料　(5)介護保険料　(6)雇用保険料

　②法令以外のもの

　　(1)社宅家賃　(2)社宅水光熱費　(3)社宅通信費　(4)社宅原状回復費および積立金

(5)食費　(6)互助会会費　(7)会社立替金もしくは社内貸付制度による返済金および利息

第２条（協議事項）

　本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働者代表で対応を協議し、決定する。

第３条（協定の有効期間）

　本協定の有効期間は、　　年　　月　　日より　　年　　月　　日までの１年間とし、会社、労働者代表に異議のない場合には、１年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働者代表

印